

官報

号外 昭和二十四年五月十日

○第五回 参議院會議錄第二十三号

昭和二十四年五月九日(月曜日)午前十時十四分開議

議事日程 第二十二号

昭和二十四年五月九日

午前十時開議

- 第一 酪農獎勵法を廃止する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第二 自治体警察制度是正に関する請願 (委員長報告)
- 第三 自治体警察費に対する國庫補助の請願 (委員長報告)
- 第四 自治体警察費に対する財源付與の請願 (委員長報告)
- 第五 自治体警察費に対する國庫補助増額の請願(三件) (委員長報告)
- 第六 警察制度改正に関する請願 (委員長報告)
- 第七 自治体警察吏員及び雇員の退職手当に関する請願 (委員長報告)
- 第八 福島縣大屋村大里に無集配特定郵便局新設の請願 (委員長報告)
- 第九 足立局内電話を東京局に編入の請願 (委員長報告)

第一〇 白河局の電話交換方式変更促進に関する請願 (委員長報告)

第一一 郡山、猪苗代兩局間直通電話回線設置に関する請願 (委員長報告)

第一二 喜多方面の電話交換方式變更に関する請願 (委員長報告)

第一三 東京、郡山間直通電話回線再開に関する請願 (委員長報告)

第一四 福島局の電話交換方式變更に関する請願 (委員長報告)

第一五 福島縣生比奈、楢瀬、高針、福島各郵便局に市外電話回線等設置の請願 (委員長報告)

第一六 此花郵便局再建に関する請願 (委員長報告)

第一七 福岡通信局設置に関する請願 (委員長報告)

第一八 福島局の電話交換方式變更促進に関する請願 (委員長報告)

第一九 梓樹村、長沼町間及び廣戸、大屋兩村間に電話線架設の請願 (委員長報告)

第二〇 名古屋、妻木間に直通電話線架設の請願 (委員長報告)

第二一 通送業務一元化に関する請願 (委員長報告)

第二二 警察制度改正に関する陳情(二件) (委員長報告)

第二三 自治体警察強化に関する陳情 (委員長報告)

第二四 長崎放送局施設及び技術の改善に関する陳情 (委員長報告)

第二五 自由討議(前会の続)

○議長(松平恒雄君) 議長の報告は朗読を省略いたします。

一昨七日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

特別都市計画法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

同日衆議院から本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

飲食営業臨時規程案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

失業保険法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する等の法律案

専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案

國庫余裕金の繰替使用に関する法律案

國立公園法の一部を改正する法律案

傳染病予防法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

漁業法案

農業法施行法案

農業資産相続特別法案

價格調整公團法の一部を改正する法律案

過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による特殊会社整理委員會の職權等の公正取引委員會への移管に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を委員會に付託した。

中耕太郎君外十七名(衆議院)

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員會に付託した。

関税法の一部を改正する等の法律案

専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案

國庫余裕金の繰替使用に関する法律案

國立公園法の一部を改正する法律案

傳染病予防法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員會に付託した。

價格調整公團法の一部を改正する法律案

過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による特殊会社整理委員會の職權等の公正取引委員會への移管に関する法律案

經濟安定委員會に付託

農業資産相続特別法案

法務委員會に付託

漁業法案

農業法施行法案

労働組合法案

労働関係調整法の一部を改正する法律案

労働委員會に付託

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

飲食営業臨時規程法

特別都市計画法の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律

医療法の一部を改正する法律

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

同日議員から左の議案を提出した。

米價のバリエー方式に関する質問主意書(太田敏見君提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

酪農調整法を廃止する法律案可決報告書

未復員者給與法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(工業技術標準部) 横山 不學君

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

同日内閣総理大臣から左の者を第五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(農林部) 農林技官

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

酪農調整法を廃止する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十四年四月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

酪農調整法を廃止する法律案

酪農調整法を廃止する法律案

酪農調整法(昭和十四年法律第二十七号)は、廃止する。

2 製酪業組合の清算及び製酪業組合に対する課税並びにこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、酪農調整法は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔補見義男君登壇、拍手〕

〇補見義男君 只今議題となりました酪農調整法を廃止する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の酪農調整法は昭和十四年の制定にかゝる法律でありまして、その内容は、第一に、指定地域内における牛乳生産者団体に対し、行政官廳が販賣統制に関する決定をなすべきことを命じ、或いはその地域内の生産者に対し右団体の統制決定に従うべきことを命じ得ること、第二に、指定地域内に

おいて行われるところの牛乳生産者と牛乳処理販賣業者或いは製酪業者間の取引條件を行政官廳の許可制度とすること、第三に、製酪業者が乳製品の製造事業を行政官廳の許可制度とすること、第四に、製酪業者の統制団体として全酪業一の製酪業組合を設けること等をその主たるものとしたものであるものであります。戦後における四開の情勢変化と、その後における他の立法的措置等に伴ひまして、即ち右述べました内容の中で、第一及び第三の行政官廳の干渉乃至関係はこれを廃して当業者の自主的運営に委せ、或いは企業者の自由を保障することを妥協と認め、又第二の点につきましては、この当事者間の契約内容にまで立ち入る行政権の介入は、契約自由の原則を尊重する建前や、若し必要がある場合には独占禁止法等の制定せられておる現状からいたしまして、その必要を認めざることを妥協とし、更に第四の製酪業組合に至つては、すでに昨年二月、閉鎖機関に指定せられて、その関係條文は現在死文と化しておる等々の事由から、現行の酪農調整法はその存在理由を失いましたので、今回これを廃止せんとするものであります。大要右のごとき趣旨で提案せられましたこの法案につきまして、審議の結果、委員会といたしましては、その趣旨は妥協なるものと認め、法律廃止後において、酪農業者の健全なる発達を期する上の見通し、行政措置

その他について若干質疑を行いました上、討論を省略し、採決に付したる結果、全会一致を以て本法律案は可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

〇議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

〇議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第二より第七までの諸願及び日程第二十二、第二十三の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

〇議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

地方行政委員会諸願審査報告第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第三十二号 自治体警察制度是正に関する諸願

第三十三号 自治体警察費に対する國庫補助の諸願

第四十号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十一号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十二号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十三号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十四号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十五号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十六号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十七号 自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十一号 自治体警察費に対する國庫補助増額の諸願

第七十六号 同右

第八十四号 同右

第五百八十三号 警察制度改正に関する諸願

第六百二十四号 自治体警察吏員及び雇より員の退職手当に関する諸願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月二十八日

地方行政委員長 岡本 愛祐

参議院議長 松平 恒雄殿

地方行政委員会諸願特別報告第一号

自治体警察制度是正に関する諸願

第三十二号 北海道議會議長 坂東秀太郎外七名提出

自治体警察費に対する國庫補助の諸願

第三十三号 京都府舞鶴市長 柳田秀一外三名提出

自治体警察費に対する財源付與の諸願

第四十号 京都市長 神戸正雄

外一名提出

自治体警察費に対する國庫補助増額の諸願

第四十一号 京都府中郡山崎町 長 田中光治提出

第七十六号 京都府與謝郡加悦町 町長 土田豊太郎提出

右の諸願は

現下の治安情勢にかんがみ治安維持の唯一の機関である警察の新制度に對して非常な関心が持たれてゐるが、警察民主化のため地方分権化が却つて警察機能を弱体化してゐるから、(一)地方自治体の財政困難のため市の区域に限り自治体警察を設置し人事の交流を図ること、(二)自治体警察相互間並びに自治体警察から國家地方警察に對する應援及びその財源措置について明確な規定を設けること、(三)都道府縣公安委員会委員を七名程度に改めること等の事項について制度を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書 第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第八十四号 警察制度改正に関する陳情(二通)

第一百号 自治体警察強化に関する陳情

第一百六十四号 警察制度改正に関する陳情(四通)

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月二十八日

地方行政委員長 岡本 愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

警察制度改正に関する陳情(二通)

第八十四号 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名提出

警察制度改正に関する陳情(四通)

第八十四号 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名提出

警察制度改正に関する陳情(四通)

第八十四号 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名提出

警察制度改正に関する陳情(四通)

第八十四号 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名提出

警察制度改正に関する陳情(四通)

第八十四号 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名提出

警察制度改正に関する陳情(四通)

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

警察制度改正に関する陳情(二通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

陳情者 静岡縣靜岡縣町村会内 加藤萬藏外四名

意見書案

警察制度改正に関する陳情(四通)

民主化によつて個人の權利と自由は保護されてきたが、現下の社会情勢下においては秩序の維持と警察運営の相貫性に立脚し、更に地方財政の現状と照合して、組織の強化と機構の整備充実を期するとともに、運営の万全と治安維持の完全を図るよう早急に警察制度の改正措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

「岡本愛祐君登壇、拍手」

○岡本愛祐君 只今議題となりました請願第三十二号外七件の請願及び陳情に對する地方行政委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告いたします。

右請願及び陳情は、いずれも警察関係のものであります。各委員において議員國務大臣その他の政府委員の見をも質し、慎重にこれを審議いたしました。先ず請願第三十二号は、自治体警察制度は正に諸願であります。よつて、即ち新警察制度の下に、自治体警察を設けた市町村は財政的に困難し、整備、捜査、治安維持の点において國家警察との連絡協調が十分でない、住民に不安の念を抱かせているか

ら、これらの欠陥を速かに是正せられたいとの趣旨であります。

請願第三十三号は、自治体警察費に對する國庫補助の請願でありまして、引揚援護局の所在地たる京都府舞鶴市の自治体警察は、連合軍の指示もあり、引揚船入港時より帰郷時に至る間、引揚援護局内外の警備に當つてゐるが、これがために警部補以下二十六名を特別配置して、その費用四百万円以上を要し、窮乏せる市財政にとつて堪え難い負担となつてゐるから、引揚援護という國家的業務に基く特殊事情を考慮して、これが経費の國家補償につき特別の措置を講ぜられたいとの請願であります。請願第四十号は、自治体警察を配置してゐる市町村では、極度の財政の窮乏に悩み、一方これに對して賦與せられる財源は所要警察費の半額にも達しない状況であるから、至急、國より十分なる財源を賦與せられるように願ひたいとの趣旨であります。請願第四十一号、同第七十六号、同第八十四号は、いずれも人口五千人を僅かに超える小自治体において、その財政難のために、自治体警察の運営維持に苦しんでゐる実情に鑑み、國庫より警察費に對する助成の方途を講ぜられたいとの請願であります。請願第五百八十三号は、警察民主化のための地方分権の新制度が却つて警察機能を弱体化してゐるやに思われるから、(一)、地方自治体の財政窮乏に鑑み、市の区域に限

り自治体警察を設置し、人事の交流を國ること、(二)、自治体警察相互間並びに自治体警察から國家地方警察に對する應援及びその財源措置について明確なる規定を設けること、(三)、都道府縣公安委員を七名程度に増員することなどの点について、制度を改正せられたいとの請願であります。請願第六百二十四号は、自治体警察吏員及び雇傭員の退職手当について、昨年七月一日以前の在職年数に對する分は當然國費又は縣費を以て支拂わるときに拘わらず、今尚、未支拂の状態であるから、至急著地方を望むとの請願であります。次に陳情でありますが、先ず陳情第八十四号、同第六十四号は、いずれも警察制度改正の措置を要する旨の陳情でありまして、その改正を要する要点としては、(一)、現在の自治体警察の人口基準を五千人より最小限三万人に引上げ、これに都市警察を設置すること、(二)、人口三万未満の地域に府縣を國單位として府縣警察を設置すること、(三)、六大都市及び特別地区に國家警察を設置して、同地区内における警察本來の使命を果たすと共に、國家非常の場合に備へることを挙げております。陳情第九十一号は、警察力の強化についての陳情でありまして、國の治安確保の重要性に鑑み、(一)、自治体警察は人口三万以上の市に限定し、(二)、警察官の教養を高め、資質の向上を図り、(三)、裝備の充實、機動力

の増強を期することの急速な実現を要する趣旨であります。

地方行政委員会においては、以上の請願、陳情は、いずれもその趣旨を概ね妥當なものであると認め、採択の上、内閣へ送付すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採択をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 總員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第八より第二十一までの請願及び日程第二十四の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通信委員長小林勝馬君。

通信委員長小林勝馬君報告第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第五号 福島縣大屋村大里に無集配特定郵便局新設の請願

第二十一号 白河局の電話交換方式変更促進に關する請願

第二十三号 郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に關する請願

第四十四号 喜多方局の電話交換方式変更に關する請願

第六十四号 東京、郡山間直通電信回線再開に關する請願

第九十四号 福島局の電話交換方式変更に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月二十五日

通信委員長 大島 定吉

参議院議長松平恒雄殿

通信委員会請願特別報告第一号

福島縣大屋村大里に無集配特定郵便局新設の請願

第五号 福島縣岩瀬郡大屋村長 大谷竹太郎提出

白河局の電話交換方式変更促進に關する請願

第二十一号 福島縣西白河郡白河町長 中目瑞男外一名提出

郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に關する請願

第二十三号 福島縣耶麻郡猪苗代町猪苗代郵便局長 松江健次外四名提出

喜多方局の電話交換方式変更に關する請願

第四十四号 福島縣耶麻郡喜多方町長 穴澤喜壯次外一名提出

東京、郡山間直通電信回線再開に關する請願

第六十四号 福島縣郡山市盛田六八郡山商工会議所会頭 今泉貞雄提出

福島局の電話交換方式変更に關する請願

第九十四号 福島市長 佐藤元治提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月二十五日

通信委員長 大島 定吉

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

福島縣大屋村大里に無集配特定郵便局新設の請願

請願者 福島縣岩瀬郡大屋村長 大谷竹太郎

右の請願は

福島縣岩瀬郡大屋村大字大里地区は山間のへき地で、米、蕎麥、木炭等の産出が多いが、村民の生活に至大の關係を有してゐる大屋郵便局に遠くて非常に不便を感じてゐるから、無集配特定郵便局を設置して、村民の便宜を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白河局の電話交換方式変更促進に関する請願

請願者 福島縣西白河郡白河町
長 中目瑞男外一名

白河町は東北の経済的、文化的中心地で、近年国立関係の諸機関が設置され、又平和経済への復興にとともに輸出品製造所も興り、諸般の面から益々通信機関の完備が要望されているが、交換機老朽がはなはだしいので、通話に支障をきたし、連絡活動が阻害されているばかりでなく、電話加入増設の余裕もない状態であるのは躊躇途上にある本町の最も遺憾とするところであるから、白河局の電話交換方式を変更し、地方文化の発達と産業の興隆に寄與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願

請願者 福島縣耶麻郡猪苗代町
猪苗代郵便局長 松江健次外四名

右の請願は

福島縣猪苗代地区は、郡山、若松市の中間にあつて、両市と密接な関係にあるため、電話の利用は全市外通話の三割以上を占めている。しかるに、現在同方面の通話は越えて会津若松局を中継するため極度にふくそうして、商取引の電話交渉はもろ論のこと、電話利用價値の減殺によつて、加入者中に不満が横出している現状である。また進駐軍専用ホテルをはじめ各種観光施設も各所に完備し、電話の利用も激増するものと思われるから、郡山猪苗代間電話直通回線の新設を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

喜多方局の電話交換方式変更に関する請願

請願者 福島縣耶麻郡喜多方町
長 穴澤喜井次外一名

右の請願は

喜多方町は、耶麻、河沼両郡の農産物集散地であり、殊に数箇の縣内屈指の工場を有し、また附近には温泉があり、遊客、湯治客もはなはだ多く、商業が盛んである。従つて、これらによる通信事業の利用が極めて大きいにもかかわらず、電話による通信が、最も旧式である磁石式、單式設備であり、その上明治三十六年開通當時のままを使用しているため、設備機械類がはなはだしく磨滅しているために通話の明瞭度を欠くことがおびただしく、利用者に多年の不便を與えているから、内容の整備を圖ると共に、共電式施設に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京、郡山間直通電信回線再開に関する請願

請願者 福島縣郡山市燈田六八
郡山商工会議所会頭 今泉貞雄

右の請願は

従来の東京、郡山間直通電信回線は、昭和二十年八月電信回線の整備によ

つて廃止されたままであり、郡山市及び附近町村に宛てた電報は全部福島をう廻して入電している状態であつて、所要時間も戦前の二時間から三時間に比べて三、四倍を要し、利用者の利便を欠き当市商工業者としても電報利用上はなはだ遺憾であるから、すみやかに東京、郡山間直通電信回線を復活されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島局の電話交換方式変更に関する請願

請願者 福島市長 佐藤元治

右の請願は

福島市の電話は、明治四十年磁石式により創始され、その後大正十年磁石式複式に改善されたまま旧態依然たる姿にあり、およそ文化とかけ離れているばかりでなく、永年酷使され老朽化した關係で利用者に不利不便を與えているから、東北の關門縣都にふさわしい能率的な電話に改式されるより通信当局に依頼したところ、幾多通信機関復興計画の山積している現状下にもかかわらず、敷地の買収その他について万難を排して廢舎の建築落成の運びとなつたのであるが、引続き機械設備工事を続行してすみやかに自動式施設に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

通信委員会請願審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

第九号 足立局内電話を東京局に編入の請願

第二百二号 福島縣生比奈、横瀨、高峯、福原各郵便局に市外電話回線等設置の請願

第三百十七号 此花郵便局再建に関する請願

第三百二十四号 福岡通信局設置に関する請願

第三百七十七号 福島局の電話交換方式変更促進に関する請願

第五百二十二号 梓樹村、長沼町間及び廣戸、大屋兩村間に電話線架設の請願

第五百八十一号 名古屋、妻木間に直通電話線架設の請願

第六百四十四号 通信業務一元

化に関する諸願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月二十六日

通信委員長 大島 定吉

参議院議長松平恒雄殿

通信委員会諸願特別報告第二号
足立局内電話を東京局に編入の諸願

第九号 東京都足立区長 大山 雅二外一名提出

徳島縣生比奈、横瀬、高鋒、福原各郵便局に市外電話回線等設置の諸願

第二百二号 徳島縣知事 阿部五郎外五十二名提出

此花郵便局再建に関する諸願
第三百十七号 大阪市此花区朝日橋通三ノ四 松本正治外十一名提出

福岡通信局設置に関する諸願

第三百二十四号 福岡縣久留米市諏訪野町 緒方時藏外二名提出

福岡局の電話交換方式変更促進に関する諸願

第三百七十七号 福島市本町一 福島商工会議所会頭 坪井万三外一名提出

榑崎村、長沼町間及び廣戸、大屋阿村間に電話線架設の諸願

第五百二十二号 福島縣岩瀬郡

須賀川町長 前田藤吉外十三名提出

名古屋、妻木間に直通電話線架設の諸願

第五百八十一号 岐阜縣土岐郡妻木町長 水野寛三外五名提出

通送業務一元化に関する諸願
第六百四十四号 東京都港区芝公園四号地全通信労働組合

内 勝保雄外二十二名提出

右八件の諸願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年四月二十六日
通信委員長 大島 定吉
参議院議長松平恒雄殿

意見書案
足立局内電話を東京局に編入の諸願

請願者 東京都足立区長 大山 雅二外一名

右の諸願は
足立区は、消費都市東京都の北部に位置し、生産区・繁栄区として重要な役割を果しているが、交通通信事業においては、その発達過程においても隣区に比し劣っており、殊に交通機関の不備により都心地帯への往復には長時間を要する状態である。その打開策としての東京局と足立局内の通話数は全需要の二割を占め、得ない現状であり、また將來益々通話数の増加の傾向あり、このまま放置すれば、生産増強及び区民、都民の生活に甚大な影響を及ぼすから、足立局内電話を東京局に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
徳島縣生比奈、横瀬、高鋒、福原各郵便局に市外電話回線等設置の諸願(四通)
請願者 徳島縣知事 阿部五郎外五十二名
右の諸願は
徳島縣は、山林資源、地下資源共に豊かであるため、これらに関する電信電話の利用はもとより、行政関係の通信においても、徳島市並びに徳島局を中心とする各地を対象として、これを取り扱う各郵便局の現有回線は、電信電話共用線であり、小松島郵便局中継のため、通話区域がせまくて混雑をきたし、生産増強を妨げている現状であるから、本縣の生比奈、横瀬、高鋒、福原の各郵便局に、市外電話回線等の新設を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

りと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
此花郵便局再建に関する諸願

請願者 大阪市此花区朝日橋通三ノ四 松本正治外二十一名
右の諸願は
大阪市此花区は戦前戦後を通じ、わが國屈指の重工業地帯として有力なる会社工場等が多数存在するため、要聞人口はまさに十万人に近い数を示している。しかるに当区においては、昭和二十年戦災によつて此花郵便局(二等局)が焼失して以来、通信事務は隣区に所在する福島郵便局の所管するところとなつて、かかる通信機関の欠陥は商工業の発展に、又住民の生活に重大な影響を與えている現状であるから、早急に同郵便局の再建を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福岡通信局設置に関する諸願

請願者 福岡縣久留米市諏訪野町 緒方時藏外二名
右の諸願は
福岡市は西日本における政治、経済、文化の中心であつて、北九州地区はあらゆる面から九州の中枢的地位にあり、通信量も全九州の三分の一以上を占めている。現在の通信局はその直轄する区域が廣く、通信網、通信量ともに他局の数倍に達し、しかも通信局の所在地は、通信中枢たる北九州地区から遙かに離れているため、通信行政の運営上、徹底を欠くことが多いから、この際、福岡、佐賀、長崎、三縣を管轄するところの福岡通信局を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福岡局の電話交換方式変更促進に関する諸願

請願者 福島市本町一 福島商工会議所会頭 坪井万三外一名
右の諸願は
各地の電話は、明治四十年礎石式單

官報号外 昭和二十四年五月十日 参議院會議録第二十三号 福島縣大屋村大里に無業配郵便局新設の諸願外十四件

式により創始され、その後大正十年磁石式複式に改善されたま旧態依然たる姿にあり、およそ文化とかけ離れていくばかりでなく、永年酷使され老朽化した関係で利用者に不利不便を與へているから、東北の關門縣都にふさわしい能率的な電話に改式されるよう通信當局に依頼したところ、幾多通信機關復興計画の山積している現狀下にもかかわらず、敷地の買収その他について万難を排して廢舎の建築落成の運びとなつたのであるが、引續き機械設備工事を続行してすみやかに自動式施設に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

杵臼村、長沼町間及び廣戸、大屋

同村間に電話線架設の請願

請願者 福島縣岩瀬郡賀川町

長 前田藤吉外十三名

右の請願は

福島縣岩瀬郡關保町村は官公衙、会社、工場及び連合諸團體の所在地で、須賀川町を中心として電話により、各種の用務を弁じているが、郡内西部の四箇町村と須賀川町その他町

村電話加入權者との相互通話は特別至急を要しても三、四時間を要し、地方民は不便を訴へ改善を望んでいるから、この不便解消策として、杵臼村、長沼町間の五キロメートル並びに廣戸村、大屋村大里間の六キロメートルの兩電話線を新に架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

名古屋、妻木間に直通電話線架設の請願

請願者 岐阜縣土岐郡妻木町

長 水野寛三外五名

右の請願は

岐阜縣土岐郡妻木町は、陶器の生産地であり、近く貿易再開の際には製品は名古屋港に搬出されることになり、同地方との通信は一層の繁榮化を予想されるから、名古屋、妻木兩地間に直通電話線の架設を實現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

通送業務一元化に関する請願

請願者 東京都港区芝公園四号

地全通信労働組合内 勝保保

雄外二十二名

右の請願は

政府は昭和二十三年法律第二百四十四号に基いて郵政省を設置し、非民主的且つ非能率な機構の改革を断行しようとしているが、政府の企圖する機構改革案は、(一)段階が多いため通達の使命である敏速化が著しく阻害されること、(二)中間に地方通信局が存在するため、円滑な運営ができないこと、(三)中間管理事務が多いため経費のじん大となること、(四)第一線従業員の意見が上部に反映し難いこと等の弊害が多いから、簡素にして且つ強力な機構を設置して通送業務の一元化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

通信委員会陳情審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第二百二十二号 長崎放送局施設

及び技術の改善に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月二十六日

通信委員長 大島 定吉

参議院議長松平恒雄殿

通信委員会陳情特別報告第一号

長崎放送局施設及び技術の改善に関する陳情

第二百二十二号 長崎縣議會

長 岡本直行提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月二十六日

通信委員長 大島 定吉

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

長崎放送局施設及び技術の改善に関する陳情

陳情者 長崎縣議會議長 岡本

直行

右の陳情は

長崎縣における放送事業は長崎放送局の電力が低いため、縣内一般に感度不良であるばかりでなく、大村市を含む縣北及び離島方面等は普及型受信器では殆んど受信不能であ

る。殊に電波、對馬、五島水城における氣象情報、週間天氣予報等が受信できないため、漁船の遭難等の事例がひん出しているのにかんがみて、これを改善強化する必要があるから長崎放送局の電力を少くとも十キロワットに増強し、現在熊本中央放送局で行つてゐる第二放送を長崎放送局においてもこれを開設するとともに、送信所の移設、音質改善の技術並びに施設の改善を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

「小林勝馬君登壇、拍手」

○小林勝馬君 只今議題となりました請願及び陳情について、通信委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず福島縣大屋村大里に無集配特定郵便局新設の請願の願意としますところ、同地区は既設郵便局に遠くて非常に不便を感じているから、村民の便益のために無集配特定郵便局を設置されたいとの趣旨であります。又足立局内電話を東京局に編入の請願の願意としますところは、足立区は消費都市東京都の北部に位し、生産区、集配区

として重要な役割を果たしている電話が東京電話でないために、すべての点において非常な不便を感じているから、これを東京局に編入せられたいとの趣旨であります。次に白河局の電話交換方式変更促進に関する請願及び喜多方局の電話交換方式変更に関する請願、福島局の電話交換方式変更に関する請願、同促進に関する請願の趣旨としますところは、いずれも電話交換機の老朽甚だしく、通話に支障を来しているから、地方文化の発達と産業の興隆のために、新式のものに変更されたいとの趣旨であります。又郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願の趣旨としますところは、福島縣猪苗代地区と郡山との間の電話は、すべて会津若松局を中継するため、極度に輻湊して、電話利用價值が減殺されているから、両地間の直通回線を新設されたいとの趣旨であります。又東京、郡山間直通電信回線再開に関する請願の趣旨としますところは、従来、東京、郡山間に直通電信回線があつたが、昭和二十年八月停止されたために、不便を感じているから、速かにこの直通回線を復活されたいとの趣旨であります。次に福島縣生比奈、横瀬、高針、福原各郵便局に市外電話回線等設置の請願の趣旨としますところは、この方面の電話は電話線と共用線となつており、且つ小松島郵便局中継のため混雑を来し、生産増強を妨げておる実情であるから、速かにこれらの地帯に電

話回線を新設せられたいとの趣旨であります。次に此花郵便局再建に関する請願の趣旨としますところは、大阪市此花郵便局は、戦災によつて焼失して以来、廢局となつたままであるが、通信機關の欠陥は、商工業の発展に、又住民の生活に重大なる影響を與えている現状であるから、早急に再建を圖られたいとの趣旨であります。又福岡通信局設置に関する請願の趣旨としますところは、北九州は、通信上における熊本通信局の管轄下にあることは適當でないから、この際、福岡、佐賀、長崎の三縣を管轄するところの福岡通信局を新設されたいとの趣旨であります。又梓園村、長沼町間及び廣戸、大屋兩村間に電話線架設の請願の趣旨としますところは、これらの四ヶ町村と郡の中心である須賀川町との通話不便解消策として、梓園、長沼間並びに廣戸、大屋間に電話線を新たに架設せられたいとの趣旨であります。又名古屋、妻木間に直通電話線架設の請願の趣旨としますところは、岐阜縣土岐郡妻木町は陶磁器の名産地であり、貿易再開の際には名古屋港より搬出されることになり、同地方との通信は一層の繁榮化を予想されるから、名古屋、妻木兩地間に直通電話線の架設を実現せられたいとの趣旨であります。又通送業務一元化に関する請願の趣旨としますところは、新設される郵政省の機構

は、段階が多いため、通送の使命である敏速化が著しく阻害されるから、簡素にして強力なる機構を設置して通送業務の一元化を図られたいとの趣旨であります。次に長崎放送局施設及び技術の改善に関する陳情は、長崎放送局の電力が低位のため、縣内一般に感度不良であり、殊に宅邸、対馬、五島水域における氣象特報等が受信できないため、漁船の遭難等の事例が頻出してゐるのに鑑み、これを改善強化する必要があるから、長崎放送局の電力を少くとも十キロに増強し、第二放送をも開始し、技術並びに施設の改善を圖られたいとの趣旨であります。委員会以上の請願及び陳情につきまして、慎重審議の結果、いずれも願意を妥當なものとして認め、これを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。以上簡單でございしますが御報告を終わります。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。
〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二十五、自由討議、本日の自由討議は前会の続きでございます。発言者はそれ／＼発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。
〔矢野西雄君発言者指名の許可を求む〕
○議長(松平恒雄君) 矢野西雄君。
○矢野西雄君 緑風会は來馬球道君を指名いたします。
○議長(松平恒雄君) 來馬球道君の発言を許します。
〔來馬球道君登壇、拍手〕
○來馬球道君 國民服の制定について私の意見を述べたい。日本人は今耐乏生活をなすことになつております。而してその中の重大問題である衣、即ち國民の服裝について申上げたいのであります。世界各國にはそれ／＼その國特有の服裝がある。朝鮮、中國、蒙古、シャム、マライ、ジャワ、ビルマ、印度、セイロン、アラビア、エジプト、私は自分で行きませんが、西藏、印度でよく西藏人に会いましたから分つておりますが、私が實際見た各國におきましてもその國の特色ある服裝を持つておるので、大體服裝によつて、その國の區別を知ることができくらゐであります。ヨーロッパ、アメリカに行きますと初めて、これらの諸國は大體共通の服裝をしておるので、男女共、何國人かを服裝によつて知ることができないと感じたくらいであります。

我が國の服裝史を顧みると相當の変遷があつたことは諸君の御承知の通りである。唐朝の服裝を直輸入したる奈良朝時代から、様々な服裝を混雜して用いました鎌倉時代、更に袴を着けた江戸時代というように變化してゐるが、その間において庶民の風俗は大體廣袖の着物で、長さは「くるぶし」の上、仕立方は一枚であつた。上下二つに分れておるのは少いようである。禮裝に袴を着け羽織を着ることになつたから、上下を二分するように見えるが、中身は上から下まで一枚で通つていたようである。佛教の僧侶の服裝でも昔は袈裟と僧子に分れていたが、後に直線という一枚の法衣となつた。つまり四季の溫度の變化は、我が國は勿論、東洋各國において大いに異なつており、殊に溫度は著しい相違があるから、ヨーロッパのように一樣に考えることはできないのである。熱帯地に多年勤務しておつた外交官などが中國の漢口や南京の暑さに苦しみ、熱帯地に生れた印度人たちが我が國の夏の蒸暑さに苦しむのも同様の理由によるものである。故に我が國民は昔から風の通る着物を着ておる。而も一ヶ月の間における氣候が不定であり、朝夕の溫度も變化があるから、常に冷暖の變化に備える用意が必要である。暖冬あり、寒春あり、涼夏あり、暖秋ありというので、被服は自由裁斷すること

になつて、日本人の被服はこの爲に應じて作製され発達して來たのである。中國の日本人が平素着る衣服は寛瀾の姿であり、服は開かれてゐる。無恰好に見えるが、これではなくては四季の変化に應じ難いのである。西洋の衣服が日本に傳つてから、通称マンテルズボンと言ひ、多くは羅紗地を以て作り、軍人、官吏等がこれを着用した。彰義隊の繪に見える官軍の服装などは、胸の辺はどうなつておるか分らないが、今から見れば可なり異様なものであつたろうが、初期の洋服の標本といふことができる。かくして洋服は公の被服となり、全國に普及したが、日本人の大部分はこれを着て満足することができず、みな半面、日本服を着用した。紋付の羽織を式服として使つた外に縫紉のものを着、袴にしても絹、紗、博多平、仙台平等、一人にして十枚くらい所有しておる者も珍しくない。彼らは洋服を着ていながら和服を愛用したのである。私はこれを單なる趣味の遊戯と冷眼視したくない。日本の生活には和服がなくてはならない理由があると信じておるのであります。

を履きたい。両脚の間から火の氣を入れて煙を採りたいという希望を持つてゐる。而してこれらの條件を備えたものは従来の日本服であり、これを上品にするものは袴であり羽織である。日本人が八十年以上に亘つて西洋の服装に親しみながら、今尚、日本服、通称和服又は着物を離さないのは、これらの理由によるのである。

以上日本人の服装事情を見て、誰でも、これは二重生活である、不経済な生活であると氣付いてゐるのである。よつて幾たびかこれを改良しようとして新しい手段が研究せられたが、余りよい結果を見なかつた。私はここで靜かに考えた結果、十年ほど前に日本にできた國民服はその研究の一部の発表であり、又その頃から都市に流行して來た婦人のモンペイ服も又これに類するものと思つてゐる。かの國民服には甲種と乙種とがあるが、甲種は日本の襟の形を使用したもので、乙種は立襟を使用する。即ち夏は甲種が適当であり、冬は乙種が適当である。又婦人のモンペイ姿は決して美しいものではないが、スカートに比して各種の便利があり、近年漸く社会人の眼に慣れて來たので、何かの改良を加えれば主婦の服として非常に便利である。又夏冬の必要に従ひ空氣の流通を調節すれば、相当快く活動することができると思ふ。私はあの國民服とモンペイの二つを一層深く研究したら、日本の風土に

適つた被服ができるものと信じてゐるのであります。然るに戦後三年間くらいはこの二つの型の日本服姿が相當國內に見られたが、昨年から本年にかけておいて、國民服は見えなくなり、背廣服に華美なネクタイを付けた姿が都鄙至るところに見えるようになった。又婦人のモンペイ姿もおい／＼影を沒し、一時はモンペイを制服にしていた女学校も今日ではスカートを着るようになった。平和な文化國の一面を示しておるようであるが、私は各家庭の内情を考察すると、頗るたる背廣服を着ておる人も、家に帰れば和服を着て見苦しからざる生活をしてゐる。華美な洋装をしてゐる女子も家では和服に着替えて働くことになり、カラー、カフスの保存、特に靴下の消耗などには相當に苦しんでゐる。寒さに震えながら長い靴下を穿き、短かいスカートを着て電車を通る女子の姿は美しいようでも、家庭では衣料の獲得に相當に苦しんでゐるのである。このままで進んでは、各家庭では勿論、國全体が又窮乏になるのではなからうか、これは私のひそかに憂うるところであります。

我が國においては、暑さに向つては襟を開いて風を入れた。袖を廣くして少しく風を入れた。足の方からも少しく風を入れた。又寒さに向つては、胸を組んで両手で互に温を保つてゐるにしたい。両手を火鉢にかざして暖

私は被服の現状に照して左の希望を述べます。

一、日本人はその氣候及び趣味等に合致した國民服を制定し、我が國特有の衣料を以てこれを仕立て、普通の生活は朝から晩まで一着で通せるようにすること。

二、特別の儀式、演藝等の場合を除き、日本婦人は日本特有の材料を以て裁縫したる被服により、暑さ寒さに適当した生活をなすようにすること。

三、在來の被服及び材料は、この目的のために再生又は改良して使用し、纖維の濫費を防止すること。

一々は説明しませんが、婦人の子供服も工夫されてよく、大島紬の國民服もできてよく、筒袖の訪問着も用いられて、鼠色の足袋を穿いておかしくない婦人事務員がビルディングの中に見られるようになったら、日本人の衣料は余程節約できるのではないか。私は今にして日本人が目覚めなければ、又洋服と和服と兩種のストックによつて重箱は埋められ、家庭はそのために非常に苦しむという無用の心労を繰返すのではないかと想ふ。曾てあつた軍國主義の國民服でなく、平和な文化的な國民服を男女それぞれに適應するように考案して、この匱乏生活の遂行に協力したいのであります。(拍手)

【島清君発言者指名の許可を求む】
○議長(松平恒雄君) 島清君。
○島清君 日本社会党は河野正夫君を指名いたします。
○議長(松平恒雄君) 河野正夫君の発言を許します。
【河野正夫君登壇、拍手】
○河野正夫君 只今來馬氏より大変興味のある(笑聲)服装のお話があつたのであります。私はこの自由討論の機会に際しまして、自由討論ということと自体を問題に供して見たいと思ふのであります。

先程來馬氏のお話にありましたように、軍國主義時代に國民服が強制せられたが、その別の意味において種々の理由から新たに國民服を制定したら如何かということがございましたが、私はこれに對して反對であります。或る意味におきまして、経済上或いは國民の生活の個々の点におきまして、二重生活の不便その他におきまして、國民服というものを制定するといふことの理由は分らないことはございませぬ。けれども、そういうような服装を制定するといふことは、如何なる理由の下にそれを行ふのであるか、個人個人が自覺的に自然にそういう風習が生じ、そういう服装が行われるといふことであれば、これは論外であります。けれども、そうでなくして、これを或る種の強制的な乃至は法律的な措置によりまして國民服を行はしめるといふような觀念があるとすれば、これは甚だ當を得ない。やはり軍國主義時代と同じような一種の考え方に基づいていふかと思ふのであります。私は何故か、自由討論のことを論議とするときに、これを申し上げたかと申しますと、戦後幾多の日本における改革が、恰かも、軍國主義時代ではないけれど

であります。私はこの自由討論の機会に際しまして、自由討論ということと自体を問題に供して見たいと思ふのであります。

先程來馬氏のお話にありましたように、軍國主義時代に國民服が強制せられたが、その別の意味において種々の理由から新たに國民服を制定したら如何かということがございましたが、私はこれに對して反對であります。或る意味におきまして、経済上或いは國民の生活の個々の点におきまして、二重生活の不便その他におきまして、國民服というものを制定するといふことの理由は分らないことはございませぬ。けれども、そういうような服装を制定するといふことは、如何なる理由の下にそれを行ふのであるか、個人個人が自覺的に自然にそういう風習が生じ、そういう服装が行われるといふことであれば、これは論外であります。けれども、そうでなくして、これを或る種の強制的な乃至は法律的な措置によりまして國民服を行はしめるといふような觀念があるとすれば、これは甚だ當を得ない。やはり軍國主義時代と同じような一種の考え方に基づいていふかと思ふのであります。私は何故か、自由討論のことを論議とするときに、これを申し上げたかと申しますと、戦後幾多の日本における改革が、恰かも、軍國主義時代ではないけれど

も、別な先程来馬さんの仰せられたよりな意味かも知れぬけれども、種々の理由による一つの新しい國民服の制定であります。而も國民各自の個々の事情と趣味とに合致しない面が多い。ここに幾多の問題が起つてゐる。こう思うからであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり)自由討議という國會における制度も亦その一たるを免れないといふのが私の考え方でありませう。

國會法又は參議院規則によりまして自由討議という制度が定められております。私はこの制度の設けられた趣旨といふものを審らかにしておきませんけれども、新らしい議會の運営におきましては、昔のように三讀會、本會議中心主義というよりなことがなくなりまして、常任委員會本位の審議になりました。關係上、本會議における議員の發言の機会を多く與えようといふところに、この制度の目的があつたか何つております。成るほど第一回國會以來、自由討議に参加せられた諸君の非常に優れた御討論が、我々拜聴しております。啓蒙して下さつたことも事実でありました。併しながら國會も第五回と回を重ねるに従ひまして、各党各派におきまして、この自由討議の参加希望者というものが逐次減少して参りました。又只今ここで見られますように聴者も極めて寥々であります。(拍手)やかましく申しますならば定数を欠くという実情になつておるのである

ります。各会派共に、議案に対する賛成反対の意見を述べる希望者を募るならば、立ちどころに十指も屈して集まるであります。或いは又政府に対する質問といふことになりまして、多くの希望者が出て参るのであります。けれども、自由討議、極めて自由に論議を述べるところのこの討議が、かくのごとく不評判であるといふのは、一体どういふわけでございますか。私は初めに自由討議という言葉から、これは自由な討論である、言い換えるならば論議を固定させないで、自由に各自が論ずると言ひか、乃至は討論者を予め予定しないで置いて、自由に活潑な議論場内における發言が許される討議であらうかと思つておりました。ところが事實はこれに反しまして、数名の人々が予め予定せられており、而もそれらの人々が各々異なつた論議の下に一定の時間演説を続ける、聴者は止むを得ずこれを聴くところの義務を負うといふのであります。討議はどこにもないものであります。どこにも自由はないのであります。不自由な討議であると私は信ずるものであります。討議は必ずしも賛否両論に分れる必要はございませんけれども、討議の過程におきましては、少くとも次第にその論点が整理せられ、分析せられ、問題の解決に対して一歩前進するといふ方向に向けられて行くのでなければ、討議といふものの効果はないのであります。

であります。こういう討議であります。成程自由討議といふものは、余り價值はないけれども、いろいろな方面の關係上、形式的には存続することは止むを得ないといふような説を聴くのであります。私はこういうような説を聴く度に肌を粟を生ずる思いをするのでございます。誤解しないで頂きたい。我々の置かれておる環境を私は恐れて肌を粟を生ずるといふのではあります。むしろ、何事もいたし方がない、止むを得ないといふような考え方で以て、正しいことをも買はず、不正なることをそのまゝに許して置くといふのがごときその心的態度、その正しいものに対する勇氣を欠いてゐる、こういう卑怯さといふものに対して、大いなる憂憤の情禁する能わざるものがあるものであります。(拍手)若しも趣旨と理想が正しいのでありますならば、何故熱情を以てその実施の上に改善工夫を積まれないのであります。若しも又それが効果がなく、價值がなく、存続の必要がないといふことでありますならば、何故堂々と理論を展開し美情を訴えて、廃止の方向に向つて進まないものであります。無關心に、諦めと、乃至はごまかし、かくのごときが実に自由討議に対しても見られるところの一つの態度ではないか。

と、成程自由討議といふものは、余り價值はないけれども、いろいろな方面の關係上、形式的には存続することは止むを得ないといふような説を聴くのであります。私はこういうような説を聴く度に肌を粟を生ずる思いをするのでございます。誤解しないで頂きたい。我々の置かれておる環境を私は恐れて肌を粟を生ずるといふのではあります。むしろ、何事もいたし方がない、止むを得ないといふような考え方で以て、正しいことをも買はず、不正なることをそのまゝに許して置くといふのがごときその心的態度、その正しいものに対する勇氣を欠いてゐる、こういう卑怯さといふものに対して、大いなる憂憤の情禁する能わざるものがあるものであります。(拍手)若しも趣旨と理想が正しいのでありますならば、何故熱情を以てその実施の上に改善工夫を積まれないのであります。若しも又それが効果がなく、價值がなく、存続の必要がないといふことでありますならば、何故堂々と理論を展開し美情を訴えて、廃止の方向に向つて進まないものであります。無關心に、諦めと、乃至はごまかし、かくのごときが実に自由討議に対しても見られるところの一つの態度ではないか。

れておるところのものは正に相当深刻な日本人の心構への問題に帰着するのではなからうかと思ふのであります。今、自由討議の制度を続けることとしたとしても、尙いろ／＼の工夫が可能ではないかと思ふのであります。すでに一種のマンネリズムに陥つておるがごときあの放送討論會の形式を眞似ようといふのではありません。そうではなくても、例えば一名の討論者、又は問題提起者とも言うべき者を指名し、その人たちの演説のあとで、多數の者に対して自由な即座の發言を許す、こういうような自由討議の仕方もあり得るのであります。又数名の予め予定せられた發言者の演説を聴いて、次に第二次にこれらの人々が更に登壇して、發言した人々の意見を參考にして第二次の發言を行う。こういう方法もあり得るのであります。或いは又議長自身でもよろしければ、討論整理者とも言うべき者を予め決めて置きまして、第一次の自由討議が済んだあとで、その問題を分析し、整理し、整頓して、第二次の發言を求めるといふ方法も可能なのであります。こういうことによりまして、發言者も聴者もこの討議に参加して、一つの何らかの方向を決め、打出すといふことに協力する。ここにこそ本當に自由討議が活潑に行われるのでなからうかと思ふのであります。問題の選定といふことが可なり困難になりますけれども、これも賢

これに比較いたしますと、本院においてすでに経験済であります。一つ、共通の問題を提えて、何人かの人々が何程かの討論を行うといふのは、これは自由討議らしくはなつて参ります。併しながら、これはすでに本院においても廃止したことが示しますように、実際ににおきましては、甲はAならAといふ点を強調する。そして反対する。乙はBならBといふ点を強調して賛成する。そこに甲が乙を、乙が甲を反駁するといふような機会を與えておらないのであります。そういう点におきましては、やはり討議になつておりません。これは最初に申し上げました只今行なつてゐる自由討議の方法と五十歩百歩なのであります。このように効果の著らない不評判なこの自由討議は、一体尚存続する價值があるものであります。或いはそういうことについて研究をしたことがあるのでございませうか。或る人々によります

と、成程自由討議といふものは、余り價值はないけれども、いろいろな方面の關係上、形式的には存続することは止むを得ないといふような説を聴くのであります。私はこういうような説を聴く度に肌を粟を生ずる思いをするのでございます。誤解しないで頂きたい。我々の置かれておる環境を私は恐れて肌を粟を生ずるといふのではあります。むしろ、何事もいたし方がない、止むを得ないといふような考え方で以て、正しいことをも買はず、不正なることをそのまゝに許して置くといふのがごときその心的態度、その正しいものに対する勇氣を欠いてゐる、こういう卑怯さといふものに対して、大いなる憂憤の情禁する能わざるものがあるものであります。(拍手)若しも趣旨と理想が正しいのでありますならば、何故熱情を以てその実施の上に改善工夫を積まれないのであります。若しも又それが効果がなく、價值がなく、存続の必要がないといふことでありますならば、何故堂々と理論を展開し美情を訴えて、廃止の方向に向つて進まないものであります。無關心に、諦めと、乃至はごまかし、かくのごときが実に自由討議に対しても見られるところの一つの態度ではないか。

れておるところのものは正に相当深刻な日本人の心構への問題に帰着するのではなからうかと思ふのであります。今、自由討議の制度を続けることとしたとしても、尙いろ／＼の工夫が可能ではないかと思ふのであります。すでに一種のマンネリズムに陥つておるがごときあの放送討論會の形式を眞似ようといふのではありません。そうではなくても、例えば一名の討論者、又は問題提起者とも言うべき者を指名し、その人たちの演説のあとで、多數の者に対して自由な即座の發言を許す、こういうような自由討議の仕方もあり得るのであります。又数名の予め予定せられた發言者の演説を聴いて、次に第二次にこれらの人々が更に登壇して、發言した人々の意見を參考にして第二次の發言を行う。こういう方法もあり得るのであります。或いは又議長自身でもよろしければ、討論整理者とも言うべき者を予め決めて置きまして、第一次の自由討議が済んだあとで、その問題を分析し、整理し、整頓して、第二次の發言を求めるといふ方法も可能なのであります。こういうことによりまして、發言者も聴者もこの討議に参加して、一つの何らかの方向を決め、打出すといふことに協力する。ここにこそ本當に自由討議が活潑に行われるのでなからうかと思ふのであります。問題の選定といふことが可なり困難になりますけれども、これも賢

明なる議員諸君がベストを盡すならば、可なり適当な問題を見出すことが不可能ではないのではないかと思うのであります。例えば討論が具体的に結論に到達いたしませんでも、このように行われる討論でありますならば、輿論を刺激し、或いは更に深い関心と研究心を喚び起すというようなことがあり得るのであります。こういう場合には、討論は一つの目的を達し得たと言ひ得るだらうと思ひます。

以上は私の一私案、一つの思い付きに過ぎませんけれども、とにかく我々は自由討論の制度そのものに対して十分の努力をしなければならぬということと主張するものであります。若し一切の努力を重ねても効果がないというのでありますならば、我々は進んでこれが廃止に努力をしなければならぬ。こう私は信ずるものであります。廃止することが正しい道理を持つておるといふのでありますならば、かくのごとき議会の自由討論というよりな制度は、その影響するところ多方面に亘るが故に、当然この所期の目的を達することは不可能ではないかと私は信ずるものであります。一体自由討論をどうしたらよいか。第一回國會以來、運営委員会の議にもしばしば上つておるものであります。併し最近におきましては、この運営の工夫をなされたというよりも、又は廃止が問題となつたと

いうことも、不幸にして聞かないのであります。何故にそうであるか、折角有意義だと信じて作つたところの制度でありますならば、その運営の改善に最大の努力を拂うべきが当然であります。別段に努力し改善する價值がないというのでありますならば、何故断乎として廃止に向つて進まないのか。この廃止にせよ、改善の工夫にせよ、いずれも院内における我々の力でできることであります。このでできることを敢えてせず、現実を眼を蔽うて、ただ徒らに情性に引摺られて、不精不精に形式を整へることによつて一時を糊塗し去らうとするがときは、これこそ本當に物事そのものに対する一つの無関心、自分を欺くところの不誠実、乃至は合理的なものを追求せんとするところの熱情の欠如といつたようなことを示すのではなからうかと思ひます。あります。このような不徳こそ日本を戦争に引摺り込んだところの反民主主義的な精神態度でありまして、これを國會から眞つ先に切り去つてしまわなければならない。それだけの忠実さを持たなければならぬといふことを、私は所を大きくして叫びたいのであります。時間が参りましたので止めますが、戦後、新憲法下におきまして、幾多の制度改革が行われましたが、その改革が急であつたために、乃至は又内的な切実な要求が伴つていなかったために、とかく今日において、これらの制

度は血肉化しておらないのであります。さればこそ、その理想を若しも信ずるのであるならば、我々はこれらの諸制度の血肉化、具体化ということに向つて全力を傾けるべきであります。然るにそれを形式的な改革に終らせ、無関心と不誠実とを以て一時を糊塗し去らんとする態度は、嚴に戒めなければならぬ。國會が率先してその衝に當つて、國會の名譽を回復し、國民の民主化の先頭に立つべきであると私は信ずるのであります。諸君の御考慮を煩わしたいと思ひるのであります。(拍手)

〔宇都宮登君發言者指名の許可を求む〕

○議長(松平恒雄君) 宇都宮登君。

○宇都宮登君 緑風会是小杉イ子君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 小杉イ子君の發言を許します。

〔小杉イ子君登壇、拍手〕

○小杉イ子君 吉田内閣は公約を実行せぬとよく責められました。実は私も私はこうして主食を出すという公約が三ヶ年目の今日までそのままとなつております。それにつき、経済九原則完遂に最も関連する生産減退のストにつき、主食、克己、耐乏につき、私の考え方を申し上げたいと思ひます。

第二回國會終了間際のことです。この際、議場取巻の敷列長蛇のスト行列を三階の委員会室から見ましたと

き、今の吉田内閣では到底手は着けられまい、それにしてもマツカーサー氏はこの状態をどう思つて呉れておるのだらうか、したい放題にするがよいと思つておるのかと他人にも語りました。ところが七月二十二日にマツカーサー氏の國家公務員法に関する書簡が発表されました。そのとき私は嬉しく幾度もそれを読み返しました。公務員法は通過いたしました。今までのストの大方は、二百七十六万以上の官公吏や七百万労働組合員たちが各々の人、能力、技術の優劣差別もなく、ただ増給、増俸要求のみに使用された特權行爲としか私には思へませんでした。この要求が完遂すれば、生産企業なら製品の値上りもできましようが、官公吏の場合は、官公吏その人を初め内労働者や納税義務者全体から、政府は何かの名称でこの増給増俸額を徴収することになるでしょう。先だつて或る駅で、私も急行券が要るのだと咎められ、駅長室に連れ込まれたことが蘇となりまして、いろいろの話がそこで、はすみまして。そのとき一人が「先生、増給して貰わんと食えません」と申しました。そこで私は増給財源を運賃値上げによることの反對説を説いて貰ひ、例えば今までキャベツ一個の運送料三円のもの十五円ともなれば、主食その他も必ず上る。その際、独身者なら増給効果はあります。が、多数家族の場合は、増給額より適

かに口数により多額負担となりましよう。と申し、次には、煙草好きで有名なイギリスでさえ借款返還目的で節煙していると聞く今日、我が國ではニコチン中毒、血管硬化、火事の原因のこの煙草を、煙草は三分の一は國家の財源だといふので、先日某駅員などは五十銭札に火を付けて喫煙したという程好きで、人によつては月に一万円、八千円、六千円、四千円、二千円と喫つておりますが、これは必需品として六千三百七円ベースに加えてあるものか。加えてあるとすれば、製品の場合にはすでに値上げせられておるわけ、加えてないといふれば、その枠内では到底喫えないためストが繰返されることは当然でございます。ところが、ここで考へることは、内職でさき恒産もない人が悠々と喫えるところに大いに戦慄を催すものがあるので、その点を労働、大蔵両大臣はどう思ひかを聞いて見たいと思ひましたところ、皆が痛いところだあと頭をかきました。そこで私は、私の安定生活法を参考に申しました。それは、他の人と比較して自分の技術を安く見積つて貰ひ、怠けず早速せぬことが失業を知らぬ秘訣であり、又一つは、昔は喫煙する婦人は下等婦人として見限られましたが、今は飲まうが喫おうが男女同權だ、民主主義、自由主義だと申しますが、それは政府がその代替配給の便も圖らず、不用の者にまで酒煙草を配給したの

で、不用の者までが喫うことになり、それが中絶症となつて喫わずに飲まずにおられなくなつた人が多いのであります。私が二人半の子供を育て上げ、相應社会運動も人に貰わずで、又選挙にも一万二千円という大金を使い得たといふことは、今申せば月に最低と見積つても数千円にも当る酒類草を用いながつたお蔭であると思ひます。又今日までの政府施策のように、酒が原因の約八割の白痴、犯罪、病人に對し、酒税以上を負担するような予算案であつたり、又は九原則に關し他國の慈悲に依存する國民に眞の自由と解放はないと言われたマツカーサー氏の警告を恥と思ひ、自分の技術相應の収入の範圍内で、人に貰わぬ、借りぬといふ信念がなければ生活難は断じて絶えません。又九原則完遂につき、全く蘇父が我が子に訓すよう教えられたところ、大いに感謝の念が起ります。それによつて、公務員、労働組合員には、日曜もあり、土曜、祭日、陽暇、忌引もあり、特配、無料診療所等々あり、又勤務中、本も読め、手紙も書け、時には編物もできます。それに反して、何らの恩恵にも與かれぬ出賣行商人や日雇人夫たちの、雨や嵐の続く日を思いやり、自分の正味勤務時間を計り、「時は金なり」を思ふならば、ここに感謝の念が起るでしよと語りました。

一つとして、左の方法を考えるのであります。

〔議長退席、副議長著席〕

某大工場では三十年來スト行爲を見ません。その副所長は工員社員からの贈物を断じて受取りません。それは工員社員の生産を脅かし、ストの原因となるからとのことでございます。又この人員整理は、物をかすめたり、耳かき一本でも持つて持ち帰つた者を眞先に解雇するので、自然粒選りの工員社員であることも考えられます。次は四、五倍高の關米を断じて買わざぬことで、それは全國の家庭、会社、工場、劇團、土木関係、その他におけるところの百万の幽霊、又は一日五百人上陸することもある密輸入國人等の主食その他を取押え、又は表面だけでも二十億圓に上る密造に潰す主食を取押えて配給することであります。次は、政府が芋の配給不人氣を幸いに、去年の三倍量、八千五百萬貫を腐敗せぬ前に、粉末として、砂糖なしでも甘い菓子として配給すること、次は、本年三割増した酒米四十萬石を配給分として廻して貰うことであります。ここで一言申し置きたいことは、西洋の例は申しませんが、先

日佐賀縣の某某では、特配酒には実に困る、併し皆が買受け得ないので、大方は返すけれども、その中で受けるものは博奕打ちぐらいの不良で、これが今は民主主義だと申して実は能率を下げておる、又特配酒の度に悩むのは主婦たちである、と申した人は、八年間炭坑夫で、後の八年は勞務運動務中の人であります。又昨年、全國労働組合代表に酒の要、不要を聞きましたとき、政府は我々を全く魚を釣る餌のように思つてゐるが、さうに酒の欲しい者はかりはおきませんと申しました。又三井田川の二百名中、一割三分五厘が是非酒が欲しいと申して、後はあつてもよし、なくてもよしで、三

十年勤続者は絶対禁酒家でありました。次は思想につきまして一言申しますと、私が数ヶ月見た主婦は、寝ても起きても上着はモンペ一枚限り、外出の時は隣りの赤ン坊ではない、三才の子を背負わして貰ひ、ねんねこで寒さを防ぎ、みずばらしい様子を隠します。この家は子供三人の五人暮らしで、月に一斗は必ず關米を買います。關米は金さえあれば幾らでも買えますが、酒物を買えば米が買えぬ、粉食はおかずが高く付くと申し、次の選挙にはよい配給をして呉れる共産党に投票すると待ち構えております。いつでも組合員だけを指して働く者勤者と申しますが、これ以外の人も同じく食わんがため、生きんがため、養わんがため、力の限りよく働いております。只で貰うわけでもない公定米を、被服その他を買わせ得ぬことは、思想を悪化させます。共産思想を圧迫するならば、先ずその前に主食や必需品をもつと

安く配給することであります。次は密造を繰返さぬ方法として、体刑者は離れ島に移すことによつて半分と見積つても約二百萬石は主食が浮き出ることになります。次は避妊法でございませう。先ずこれは男子が先に自割すべきであります。又方法も容易であり、対策利用もできます。ところが婦人は經濟を思ひ、不慣れ、羞恥、早合点等のため却つてゴボシ妊娠の虞れもあります。それにいたしまして、先ず一日も早く惡質、惡性の遺傳病、精神病、又は酒乱、その他に斷種手術、受胎不能手術を断行して、主食を出すべきであります。次は昭和二十一年、總司令部は農林省に向ひ、酒に米を潰すなど申し、又アメリカから送る主食は米國人の税金によるものだとし、最近は一日も早くその代金支拂の日を希望すると申し、今まで約五千億圓の主食應與に與かつておると聞きます。それに、三月の日本經濟新聞に記載の、諸國に配給する正規酒と、關酒と、特配の戻され酒のもてあまし方、一等一升、二等五合の「くじ」付きでも捌けぬ始末……ここで政府も國家の財源のためには手段を選ばずといふふりで、未成年者禁酒法等でも大いに圧迫しておる様子が見えるのであります。全國の母親は皆泣いておるのであります。これを読む人は、政治家でなくとも、國民の食糧要望を對照して、良心的に同情に堪えぬ筈だと思ひます。私は第

一回衆議院議員選挙の際、粉骨碎身、米三合配給確実と呼ばれた方は、この際今一層声を大にせられんことを希望いたします。終りに、この頃ちよいちよい輸出品の不台格を聞きますが、アメリカは一個不良品を見当てるやうに焼くと聞きますから、日本も今までのやうに一個位は分らぬといふことのないやうに、經濟と道徳を切離さぬやうに、酒に酔つたり酩酊に耽り過ぎて違約せぬやうでなければ、いつまで経つても金は得られません。私は外國から自然に移民を、農民を、又は出張所、支店を要望される國民とならねばならぬ、又經濟九原則も完遂せねばならぬと思ひますが、それについて、やはり出せる主食を出して、關米を買わんがため、監視の目をくらまさんがため、夜中、二三升の米を提げて右往左往せず、その時間を優良品を生産させる時間に充てるに限ると思ひのでございます。(拍手)

〔藤田芳雄君發言者指名の許可を求む〕

○副議長(松嶋著作君) 藤田芳雄君。君を指名いたします。

○副議長(松嶋著作君) 川上嘉君の發言を許します。

〔川上嘉君發壇、拍手〕

○川上嘉君 私は去る四月五日の吉田總理の施政方針に對する質問演説におきまして、質問の骨子を税制一

本議で押通したのでございましたが、私の質問に對しまして、明確にして詳細納得の行く答弁がありませんでしたから、その上、政府は本會議におきましても、委員会におきましても、税制の改正並びに取引高税廃止などの公約について、すべてショープ博士の來訪を待つて行つたの答弁もありましたし、丁度ショープ博士の來訪を明日に控へまして、誠に當を得ておると信じますので、更に本問題を掘り下げて具体的に検討することにいたします。

私は、飽くまでも生粋の税務出身者としての実務の体験を通じて、現行税制並びにその運用面における不合理を指摘し、その原因、対策等について簡単に所見を述べることについていたします。四月五日の質問演説におきまして、税金の軽減という公約の不履行に對する政府の責任を追及し、税の過重な負担を第一線の税務職員に轉嫁しておるが、速かに税の軽減措置をとらなければならぬ。更に負担の過重、不公平を改善せよ。税金捕捉の不適正を檢討し、これが合理的対策を速かに立てよ。申告納税制度は実情に副わらないから改善せよ。審査請求中の差押えは不当であるから税法を改正せよ。金融機關に對する幅のある調査権限を付與せよ。大口脱税捕捉の具体策如何。更に税務職員の大増員、税務職員の素質の向上、待遇の徹底的改善、科学的調査方法の樹立、諸設備の改善等に對する措置如何と所信を述べたのでありますが、更に今日ここで申告納税制度を採上げまして、これを中心として、もつと掘り下げて検討することにいたします。

四月五日の本會議におきまして、申告納税制度は我が國の実情に即しておるかどうかの私の質問に對しまして、池田大蔵大臣は、これは一昨年以来我が國に行われた民主的の制度である。併し國民は数十年前に亘つて所得調査員による制度に慣れておる關係上、なかなかこの申告納税制度はうまく行つていない。併しこの制度は昨年よりも今年はよくなつておる。殊に農村方面においては殆んどうまく行つておるから、今後とも申告納税制度を續けて行きたいと考えておる云々と答弁いたしました。成る程、申告納税制度は民主的にして進歩的な制度ではあります。が、過去二年間の実績を見ますと、遺憾ながら実情に即してはいず、又円滑に行われていないのであります。

私は公平適正、合理的な税務を遂行するために、制度として後退するようではあります。が、ここ数年間の申告納税制度を廢止いたしました。実績課税制度の復活を提唱するものがあります。池田大蔵大臣は申告納税制度を採用した当時の主税局長であり、その当時、申告納税制度を採用する理由をいたしまして、実績課税制度は、國民経済及び國民所得が急激

に変化しておる際には時期的に課税上のズレを生ずる。更に國民負担の公正を期し難いことは自明の理である。即ち負担力のある所得者層に顯著な変化が見られる際においては、実績課税を受ける納税者相互の間の負担力に相應する公正な課税ができないばかりでなく、勤勞所得者等のごとく、その年の収入により課税を受ける源泉課税の場合との間にも負担の公正を失ふことになる。更にその変化が著しい膨脹の過程にあるときは、國庫收支の均衡を保ち得ない結果となる云々と述べております。以上の通り池田大蔵大臣は、二ヶ年前の主税局長当時、公平、公正、適正な課税を期する目的のために、積極的に現在の申告納税制度を採用したのであります。が、その当時すでに個人所得と法人所得との不均衡を見逃してあります。又二ヶ年間の実績によりまして、申告納税制度の採用は大きな誤算であつたことを事実が立証いたしましたのであります。今や税金問題は全國民にとりまして最も緊要な問題となりまして、租税の状況は自由し状態に立ち至つております。税金が過重である。或いは不公平である。不適正である。割当課税である。徴税強行である。こういつた非難が、ごう／＼としており、このままで行きますと、税務行政は全く權威を失墜し、崩壊しなかつたやならないといつたやうなことになるかも知れないのであります。

納税者が負担過重のために自殺をしたのも、発狂したという事実も、幾らでもあります。又税務職員が労働過重のために自殺したという事柄も、幾らでもあります。又、税務職員には病人が續出してゐるのであります。こうした不合理的、過日の質問演説におきまして申し上げた通り、歳入見積りの過大と税制運用面の不合理に原因するものと断定いたすのでございしますが、特に税制面における現在の申告納税制度こそは最大の痛であると思つて、重ねてこれが廢止を提唱するものであります。納税者は、予定申告、修正申告、確定申告と、慣れない報告に殆んど年中追われております。又税務署は申告の指導、これの受付、更正決定、確定決定、これにそれぞれに伴う異議申立などの二重、三重の事務で、いやが上にも業務多忙を極めておるのであります。その上、二十二年度におきまして、二十三年度におきまして、申告納税は非常に成績が悪い。こうした事情によつて、税務署の大半を占めておる所得税係は殆んど申告納税制度の事務と取組んで、一年中これに忙殺され、而もそれでさえも合理的に消化し切れない程多忙を極めておるのであります。この結果は、所得税の本来の姿である大口取得の綜合課税、こういつた点に手を着ける余裕が殆んどないのであります。結局、目標額達成のために最も犠牲となるのは、手取り早いところで中小の事業所得、給与所得のごとき小所得者となりがちであります。尙、大多數の申告は實際の額よりも少いから、この一般的原則から、申告の何十倍というやうな査定額が要求される危険がここに伴つて来るわけでありまして、「そうだ」と呼ぶ者ありしかのごとく人手不足であり、而も政府はこれを百も承知でいながら、首切りを実施しようとしております。行政整理、料飲店再開のごとき詰らぬことに力こぶを入れなくとも、むしろ、もつと國民的な立場になつて大きな問題を繰上げるこそ、政治家のなすべきことであると信ずるのであります。(拍手)

さて、申告納税制度を廢止することによつて、それに注いでいた能力の幾割かを所得の実額補填調査、個人及び法人の大口所得の実地調査などに向けるといたしまして、相当程度の課税の公平適正を期することができ、尙、大口所得が捕捉することができ、尙、不信ずものであります。予算の圧縮が不能であり、予算の膨脹が止むを得ないものでありますならば、せめて負担の公正、適正に万全の対策を講じて、國民の負担軽減を図るべきであります。が、このためには、繰返して申告納税制度の廢止、実績課税の復活を提唱し、更にこのために第一線税務署の格段の充実を要望いたすものであります。五月五日発表の政府の收税案に

る措置如何と所信を述べたのでありますが、更に今日ここで申告納税制度を採上げまして、これを中心として、もつと掘り下げて検討することにいたします。

四月五日の本會議におきまして、申告納税制度は我が國の実情に即しておるかどうかの私の質問に對しまして、池田大蔵大臣は、これは一昨年以来我が國に行われた民主的の制度である。併し國民は数十年前に亘つて所得調査員による制度に慣れておる關係上、なかなかこの申告納税制度はうまく行つていない。併しこの制度は昨年よりも今年はよくなつておる。殊に農村方面においては殆んどうまく行つておるから、今後とも申告納税制度を續けて行きたいと考えておる云々と答弁いたしました。成る程、申告納税制度は民主的にして進歩的な制度ではあります。が、過去二年間の実績を見ますと、遺憾ながら実情に即してはいず、又円滑に行われていないのであります。

私は公平適正、合理的な税務を遂行するために、制度として後退するようではあります。が、ここ数年間の申告納税制度を廢止いたしました。実績課税制度の復活を提唱するものがあります。池田大蔵大臣は申告納税制度を採用した当時の主税局長であり、その当時、申告納税制度を採用する理由をいたしまして、実績課税制度は、國民経済及び國民所得が急激

に変化しておる際には時期的に課税上のズレを生ずる。更に國民負担の公正を期し難いことは自明の理である。即ち負担力のある所得者層に顯著な変化が見られる際においては、実績課税を受ける納税者相互の間の負担力に相應する公正な課税ができないばかりでなく、勤勞所得者等のごとく、その年の収入により課税を受ける源泉課税の場合との間にも負担の公正を失ふことになる。更にその変化が著しい膨脹の過程にあるときは、國庫收支の均衡を保ち得ない結果となる云々と述べております。以上の通り池田大蔵大臣は、二ヶ年前の主税局長当時、公平、公正、適正な課税を期する目的のために、積極的に現在の申告納税制度を採用したのであります。が、その当時すでに個人所得と法人所得との不均衡を見逃してあります。又二ヶ年間の実績によりまして、申告納税制度の採用は大きな誤算であつたことを事実が立証いたしましたのであります。今や税金問題は全國民にとりまして最も緊要な問題となりまして、租税の状況は自由し状態に立ち至つております。税金が過重である。或いは不公平である。不適正である。割当課税である。徴税強行である。こういつた非難が、ごう／＼としており、このままで行きますと、税務行政は全く權威を失墜し、崩壊しなかつたやならないといつたやうなことになるかも知れないのであります。

納税者が負担過重のために自殺をしたのも、発狂したという事実も、幾らでもあります。又税務職員が労働過重のために自殺したという事柄も、幾らでもあります。又、税務職員には病人が續出してゐるのであります。こうした不合理的、過日の質問演説におきまして申し上げた通り、歳入見積りの過大と税制運用面の不合理に原因するものと断定いたすのでございしますが、特に税制面における現在の申告納税制度こそは最大の痛であると思つて、重ねてこれが廢止を提唱するものであります。納税者は、予定申告、修正申告、確定申告と、慣れない報告に殆んど年中追われております。又税務署は申告の指導、これの受付、更正決定、確定決定、これにそれぞれに伴う異議申立などの二重、三重の事務で、いやが上にも業務多忙を極めておるのであります。その上、二十二年度におきまして、二十三年度におきまして、申告納税は非常に成績が悪い。こうした事情によつて、税務署の大半を占めておる所得税係は殆んど申告納税制度の事務と取組んで、一年中これに忙殺され、而もそれでさえも合理的に消化し切れない程多忙を極めておるのであります。この結果は、所得税の本来の姿である大口取得の綜合課税、こういつた点に手を着ける余裕が殆んどないのであります。結局、目標額達成のために最も犠牲となるのは、手取り早いところで中小の事業所得、給与所得のごとき小所得者となりがちであります。尙、大多數の申告は實際の額よりも少いから、この一般的原則から、申告の何十倍というやうな査定額が要求される危険がここに伴つて来るわけでありまして、「そうだ」と呼ぶ者ありしかのごとく人手不足であり、而も政府はこれを百も承知でいながら、首切りを実施しようとしております。行政整理、料飲店再開のごとき詰らぬことに力こぶを入れなくとも、むしろ、もつと國民的な立場になつて大きな問題を繰上げるこそ、政治家のなすべきことであると信ずるのであります。(拍手)

よりますと、關稅監督局、即ち現在の財務局におきまして、百万円以上、資本金千万円以上の法人について直接更正決定に當ると共に、各稅務署の徵稅を指導する云々となつております。私は勿論、指導することには賛成であります。直接に所得を決定することには反對するものであります。反對の理由をいたしまして、第一、陣容が整つていない。又整へることも非常に困難である。従いまして調査能力がななく、このことは、昭和十七年度にその當時の好況種目を財務局で調査して決定することにして着手いたしました。が、途中投げ出して失敗に終つたという事實があるのであります。尙、徵稅査察部との關係をどうするかなどの問題も残つております。

次に実績課稅制度の欠陥を補充するために、臨時利得稅を創設し、尙、外部の協力體制設置などの必要を強調いたしますのであります。この協力體制は商工業者團體、農民團體、市民團體、労働組合より選出された者によつて當然構成されるべきものと信ずるのであります。尙、更に、基礎控除、扶養控除の大幅引上げを断行し、これによつて當然納稅者数が相当減少いたしますのであります。尙、生活必需品に対する間接稅、

流通稅、勤勞所得稅のごとき大衆課稅の改訂を提唱するのであります。が、その代り財源をいたしましては、現行所得稅法の範圍内だけでも左記の諸点を採上げることができるのであります。即ち看做す配當所得、山林所得、譲渡所得の五割控除制度の檢討、重要物産に関する免稅規定の檢討、法人稅については評價減認容の制度を檢討、繰越欠損金控除、補助金免稅、プレミアム課稅廢止の再檢討などであり、尙、輕度の財産稅の新設等を考慮することができるのであります。

以上述べました通り、私は租稅の負担の輕減、課稅の公平適正などの必要、尙これに対する對策として申告納稅制度の廢止、実績課稅制度の復活を提唱いたし、更にこの補充をいたしまして、臨時利得稅の新設、その他、稅制改正の諸点、更に外部の協力體制の設置の必要を申述べたのであります。最後に運用面の合理化、即ち職員的大幅増員、更に職員の素質の向上、待遇の徹底的改善、科學的調査方法の樹立、諸設備の改善等に対して万全の措置を要望いたしまして、私の自由討議を終ることにいたします。(拍手)

〔大隈信幸君發言者指名の許可を求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 大隈信幸君。

○大隈信幸君 民主党は小林勝馬君を指名いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 小林勝馬君の發言を許します。

發言を許します。

〔小林勝馬君發言、拍手〕

○小林勝馬君 私は防災對策につきまして一言述べたいと存するのでござい

我が國が世界でも稀なる天災國であることは周知の事實であるのでございまして、一昨年、昨年におきましても、風水害、地震その他によりまして、大きな被害を受け、尊い人命を幾多失つたことが、まだ私たちの耳目に新らしく記憶されておるところであるのでござい

としましては、かかる天災は大きな傷手を相次いで重ねる結果となりまして、今や災害によりましてところどころの損害は、年々雪だるま式に増加の一途を辿つておるのであります。一回の台風來襲によりまして、実に數百萬の經濟的損失がもたらされておる現状であるのでござい

が、今にして我々がこの台風シーズンを迎えようとしておるのでござい

災害防止につきまして、實にこの災害防止にきまつて、各地において洪水その他の災害によりまして一層の損害を蒙る可能性があることは、火を見るよりも明らかなところでござい

我が國が世界でも稀なる天災國であることは周知の事實であるのでございまして、一昨年、昨年におきましても、風水害、地震その他によりまして、大きな被害を受け、尊い人命を幾多失つたことが、まだ私たちの耳目に新らしく記憶されておるところであるのでござい

これらの災害が起りそうな場合、予めこれを察知いたしまして、これに對して集中的な処置をとりまして、その損害をできるだけ輕減し、これを善導して行かなくてはならないのでござい

す。我が國は戦後、労働力においては不足しておりませんが、資材が足らないというところは御承知の通りであります。耐火耐震建築物の建設、河川の徹底的な護岸工事が叫ばれながら、なかなかその實現を見ていないのでござい

ます。かかる現状を見ますときに、災害防止につきまして甚だ悲觀的なにらざるを得ないのでござい

ます。他方、即ち災害の事前予知につきましても十分なる措置をとらねばならないと思われ

るのでござい

ます。一昨年のキヤザリン台風來襲に際しまして、関東地方に大水害をもたらした、昨年のアイオン台風の際には利根川の堤防は欠損を免れ、廣大なる面積の土地が水禍から脱することができたのでござい

ます。聞くところによりますと、アイオン台風の際には関東地方建設局と中央氣象台との密接なる連絡の下に行われ、水位、及びその最高となる時期などが予想されていたために、計画的な処置が可能となりまして、無策であれば当然堤防を越したと思われる水位にも拘わらず、無事堤防を守り、田畑を水禍から救ひ得たのでござい

ます。若しこれが堤防を破つて氾濫したと

いたしますならば、その損害は數億にも上るものと考えられるのでござい

まして、我が國のごとく複雑なる地形と荒廢した山野のため洪水を惹き起す河川が多いところにありましては、今後少からず出費はあつても、相當の河川につき、かかる洪水予報網を敷く必要があると思われ

るのでござい

ます。而もこれは決して多額の經費を必要とするのではなく、主として技術者の増員等によりまして解決されることであるので、政府はこれに對しまして十分なる施策を講ぜられんことをお願いする次第でござい

ます。このことは、ひとり洪水の場合のみでなく、雷による災害、雪害、津波の害等々沢山あるのでござい

ます。いずれの天災に對しましても言われることでありまして、例えば雷災の場合につきま

して、今日、都市において昔のごとく雷雨の際に停電もなく、交通機關、工場等が、その機能を停止しなくてもいいのは、送電会社と氣象官署との連絡による雷雨予報の結果、雷雨の予期される送電線の切替が行われているという

ような問題があるのであります。私はかかる面からする防災對策を、強化補充すべきものであると信ずるのでござい

ます。果して現民主自由黨政府がこれに對しまして積極的な熱意を持つておられるかどうかということ

を疑うのでござい

ます。何となれば、一例を今回の政府が行わんとし

ますところの行政整理にとりまして、警察、消防、刑務所等は、これは除外しておるにも拘りませず、建設関係、氣象関係、それには、いづれも中央官廳と同じ天引整理を行おうとしておることからいたしまして、これが言えるのでございまして、特に氣象技術者の整理につきましては、氣象技術者というものが一朝一夕に直ぐ簡単にでき得るのではなく、なか／＼これは熟練を要する問題でございまして、この長年月の経験と高等専門学校程度の基礎教育を必要とするのでございまして、こういう経験者を必要とする氣象台技術者の整理をこの際行わんとする民主自由党の政策に對しまして、甚だ心配している次第でございまして、政府は經濟九原則の下に經濟政策を行つ義務があるのでありますが、若し余りにも近視眼的になりまして、必ずやつて來るところの天災に對しまして万全の施策をなさないならば、將來に悔を残すことは明白なることとございまして、私はかかる観点から、政府は一層防災関係の施策を拡充強化いたしまして、宜しく衆智を集めて、農民、漁民、市民等に対して、災害に對して不安の感を抱かせざるようにすることが、この際必要であるとして説き及ぶものでございまして、幸い特別委員会として災害対策委員会が先般から設けられておるのでございまして、この委員会におきまして、防災関係の官廳の人員整理なども

含めて、防災対策をも十分検討せられることをお願いして、私のお話といたします。(拍手)

○副議長(松嶋善作君) これにて今回の自由討議は終了いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午前十一時四十二分散會

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 略農業調整法を附止する法律案

一、日程第二乃至日程第七の請願及び日程第二十二、第二十三の陳情

一、日程第八乃至第二十一の請願及び日程第二十四の陳情

一、日程第二十五 自由討議(前会の続)

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 善作君

議員
西田 天香君 阿竹齋次郎君
市來 乙彦君 岩本 月洲君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江崎 哲翁君 小野 哲君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 來馬 琢道君
高良 とみ君 小杉 イキ君
小宮山常吉君 小林米三郎君
佐藤 尚武君 新谷寅三郎君
鈴木 直人君 竹下 豐次君

高田 寛君 伊達源一郎君
田中耕太郎君 野田 俊作君
早川 慎一君 久松 定武君
堀井 伊介君 藤井 丙午君
堀越 儀郎君 松井 道夫君
松村眞一郎君 三島 通陽君
宮城タヨ君 矢野 西雄君
山崎 恒君 赤木 正雄君
安部 定君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 大山 安君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 岡元 義人君
尾崎 行輝君 楠見 義男君
山田 佐一君 中山 壽彦君
島津 忠彦君 下條 康廣君
宿谷 榮一君 大野木秀次郎君
小林 英三君 田村 文吉君
玉置吉之丞君 徳川 宗敬君
玉屋 喜章君 徳川 頼貞君
一松 政二君 藤野 繁雄君
北條 秀一君 徳積眞六郎君
岡田喜久治君 岡 伊能君
山本 勇造君 渡邊 甚吉君
植竹 春彦君 藤井 新一君
北村 一男君 西川 昌夫君
川村 松助君 淺岡 信夫君
池田宇右衛門君 堀 末治君
西川甚五郎君 大島 定吉君
鈴木 安孝君 黒田 英雄君
寺尾 豊君 石坂 豊一君
小杉 繁安君 松野 喜内君
黒川 武雄君 石川 準吉君
深川タメ君 木内キヤウ君

大隅 憲三君 深水 六郎君
城 義臣君 藤森 眞治君
深川榮左門君 中川 幸平君
西山 亀七君 橋本萬右衛門君
伊東 隆治君 佐々木鹿藏君
境野 清雄君 浅井 一郎君
廣瀬興兵衛君 左藤 義詮君
小串 清一君 平沼剛太郎君
木村三四郎君 鬼丸 義賢君
櫻内 辰郎君 谷口彌三郎君
油井賢太郎君 星 一君
小畑 哲夫君 小林 勝馬君
松下松治郎君 内村 清次君
大隈 信幸君 門屋 盛一君
平野善治郎君 齋 武雄君
村尾 重雄君 門田 定藏君
塚本 重藏君 奥 主一郎君
河野 正夫君 山田 節男君
中井 光次君 カニエ邦彦君
和田 博雄君 青山 正一君
中平常太郎君 若木 勝藏君
吉川末次郎君 板野 勝次君
細川 嘉六君 中野 重治君
中西 功君 岩間 正男君
鈴木 清一君 水橋 藤作君
千葉 信君 木村禮八郎君
星野 芳樹君 小泉 秀吉君
大野 幸一君 赤松 常子君
千田 正君 岡井 淳一君
藤田 芳雄君 羽仁 五郎君
伊藤 修君 大島農夫雄君
河崎 ナツ君 川上 嘉君
丹羽 五郎君 原 虎一君

下條 恭兵君 島 清君
中村 正雄君 三好 始君
佐々木良作君 波多野 鼎君
三木 治朗君 木下 源吉君
山下 義信君 岡田 宗司君
駒井 藤平君 小川 久義君
岩男 仁藏君 鈴木 憲一君
岡村文四郎君
國務大臣
農林大臣 森 幸太郎君
政府委員
農林政務次官 池田宇右衛門君

〔第二十号參照〕

審査報告書
健康保險法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十六日

厚生委員会理事 姫井 伊介

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

草葉 藤園 井上なつあ
小杉 イチ 黒川 武雄
今泉 政喜 中川 壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、現下の經濟事情に鑑み、標準報酬の改訂、保險料率の引上げ等を行つて、健康保險組

合の事務所、保険施設等に対し登録税の免除、及び健康保険組合連合会に対し健康保険組合に対すると同様非課税の措置を行い、以て最近の社会経済的变化に即應せんとするものであつて、社会保険維持の上から止むを得ざる措置と認める。

二、事件の利害得失

本法案は、一部負担制度を復活するので、健康保険制度の制定趣旨に反する虞れがあるが、一方保険経済の危機を救済し、健康保険制度の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十六日

厚生委員会理事 姫井 伊介

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山下 義信 中平常太郎
井上なつゐ 草葉 陸園
黒川 武雄 今泉 政喜
小杉 イチ 中山 壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現に支給されている障害年金の額を増額し、他の社会保険制度との調整をはかり、最近の社会経済状態の変化に即應するものであつて、妥当な措置と認めらる。

二、事件の利害得失

本法案は、現に支給されている障害年金の額を増額し、標準報酬の区分の整理、事務手続を単一化し、他の社会保険制度との調整をはかる利益がある。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

特別都市計画法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十六日

建設委員会理事 原口忠次郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

北條 秀一 島津 忠彦
久松 定武 島田 千壽
堀 末治 仲子 隆
赤木 正雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は特別都市計画法の土地区画整理に伴う宅地減少の際、その減少の一割五分を超える部分についてのみ補償金を交付すると定めたのであるが、かくては國民の財産権に関する憲法第二十九條第三項の「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることが出来る」に抵触する恐れがあるものと認め適當な補償を行うものとに改める趣旨であつて委員会は全会一致をもつて可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

この措置によつて國民の私有財産権を確立し、土地区画整理事業の健全な促進に資するところ少ない。

三、費用

本法の施行には、今後の政府の予算措置による。

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十七日

法務委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十三年法律第九十号恩給法臨時特例により一般公務員の恩給を増額するの措置が採られたので、執行吏の恩給もこれにならその額を増加する必要があるもので、本法を以てこれを改正するもので必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

執行吏の前途に安定感を与え、その職務に勤励せしめるの利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十四年度において約六十六万円を要する。

審査報告書

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十七日

法務委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

要領書

一、委員会の決定の理由

從來刑事事件に關して、判事又は檢察官が公判前に召喚した証人、鑑定人、通事又は翻譯人等に対する旅費、日当及び宿泊料等は、大正十三年司法省令第十一号によつてこれを支給していたのであるが、新刑事訴訟法の實施に伴い、これが支給の根拠及び額を本法により規定しようとするもので適切な立法と認める。

二、事件の利害得失

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等の國費支出の根拠を明確にするの利益がある。

三、費用

本法施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十七日 修

法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

司法警察の運営を円滑ならしめ
る利益がある。

三、費用
本法施行のために別に費用を要
しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等を廃止する政
令の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

昭和二十四年四月二十七日 定吉

通信委員長 大島 定吉
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
加藤常太郎 松嶋 喜作
新谷寅三郎 深水 六郎

一、委員会の決定の理由
二十四年度予算編成に當つて見
込まれた約五十億円の収入不足を
補うために各種郵便料金を平均五
割程度を引上げると同時に通信の
よる教育のための第四種郵便物の
料金の引下げ、なお郵便に關する
料金を密接に關係ある郵便貯金、
郵便爲替及び郵便振替貯金に關す
る料金を引上げようとするもの
であるが、料金引上げの國民生活
及び物價に及ぼす影響を考へると
好ましくないことではなから、郵便事
業の獨立採算制の確保、ひいては
一般會計の負担防止の見地からや
むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失
國民生活及び物價に悪影響を及
ぼす不利益があるが郵便事業の獨
立採算確保と通信教育の振興に資
する利益がある兩者を比較して結
局後者の方が大きいものと認め
る。

三、費用
この法律の施行のために、別に
費用を要しない。

審査報告書
港則法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十六日 順助

参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
小野 哲 飯田精太郎
丹羽 五郎 内交 太蔵
大隅 憲二 内村 清次
橋本萬右衛門

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

が特に必要と認めて定める事項
は、廣告することができ得るよう
規定が整備されて、その適正を期
する利益がある。

三、費用
この法律施行のために、別に費
用を要しない。

審査報告書
医師法及び歯科医師法の一部を改
正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
厚生委員長 谷口彌三郎
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
中平常太郎 草葉 隆園
小杉 伊子 姫井 伊助
今泉 政喜 中山 壽彦
井上たつ子

一、委員会の決定の理由
厚生大臣が、公衆衛生上の重大
な危害を防止するため、特に必要
があるとき、医師又は歯科
科医師に對して必要な指示をなし
得るよう根拠規定を設けんとする
本改正法案は、最近の輸血による
病感染事件等に鑑みても、妥當
な措置と認める。

二、事件の利害得失
本改正法案によれば、厚生大臣
は、医師又は歯科医師に對し必要
な指示をなし得ることになり、輸
血による病感染事件等を防止し
得る利益がある。

三、費用
この法律施行のために、別に費
用を要しない。

審査報告書
米國対日援助見返資金特別會計法
案
右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて多数意見者の署名を
附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

審査報告書
司法警察官等指定應急措置法等
の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年四月二十七日 修
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 宮城タマヨ
深川タマエ 岡部 常
遠山 丙市 鬼丸 義齋
松井 道夫

一、委員会の決定の理由
本法は、新刑事訴訟法の施行に
より所謂在延証人の利用が従来に
比し著しく増加しつつあるのに、
在延証人に對しても旅費、日当、
宿泊料等を支給すると共に、これ
を訴訟費用の一部に加えることを
規定したもので必要な立法と認め
る。

二、事件の利害得失
新刑事訴訟法の運用を円滑なら
しめる利益がある。

三、費用
本法施行のために別段に費用を
要しない。

昭和二十四年四月二十七日

大蔵委員長 櫻内 辰郎

多数意見者署名

木内 四郎 黒田 英雄
伊藤 保平 波多野 鼎
小川 友三 九鬼紋十郎
小宮山常吉 米倉 龍也
森下 政一 川上 嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十四年四月一日附通合議
総司令部より日本國政府宛の覚書
に基づき、米國對日援助の見返り資
金をもつて、米國對日援助見返資
金特別会計を設定し、通貨及び財
政の安定、輸出の促進その他經濟
の再建に資せんとするものであつ
て適切な処置と認める。
二、事件の利害得失
米國對日援助見返資金の運用を
明確、適正ならしむる利益がある。
三、費用
この特別会計は、歳入、歳出共
千七百五十億圓である。

審査報告書

有價証券の処分調整等に関する
法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて多数意見者の署名を
附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月二十七日
大蔵委員長 櫻内 辰郎
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
黒田 英雄 伊藤 保平
波多野 鼎 小川 友三
小宮山常吉 米倉 龍也
森下 政一 川上 嘉
九鬼紋十郎

要領書

一、委員会の決定の理由

証券処理調整協議会に対する株
式の異動に関する報告手續を五千
株以上の株主についての登録す
ること、株式分布状況報告書の提
出を必要とすること、並びに閉鎖
機關の特殊清算人から解除された

日本銀行を証券処理調整協議会の
協議員より除く等若干の改正をな
さんとするものであつて、適切な
措置と認める。
二、事件の利害得失
株主登録制度の簡素合理化、株
主の民主化を確保し得る利益があ
る。
三、費用
この法律の施行のために、別に
費用を要しない。

審査報告書

國會議員特別会計法案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月二十七日
大蔵委員長 櫻内 辰郎
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
波多野 鼎 伊藤 保平
小川 友三 米倉 龍也
黒田 英雄 西屋 喜章
木内 四郎 西川 基五郎
高橋龍太郎 川上 嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

從來の國會議員特別会計におい
ては、單に勝馬投票券の発売に関
する收支を整理するに過ぎなかつ
たのであるが、かくては國會議員
に關する整理の全体を知ることが
できないので、國會議員の一般業
務に關する收支をもこの会計にお
いて整理することに改正せんとす
るものであつて、適切な処置と
認める。
二、事件の利害得失
國會議員に關する整理の全体を
明確にする利益がある。
三、費用
この改正に伴い、別に費用を要
しない。

審査報告書

企業再建整備法の二部を改正する
法律案
右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて多数意見者の署名を
附し、要領書を添えて、報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月二十七日
大蔵委員長 櫻内 辰郎
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
波多野 鼎 伊藤 保平
小川 友三 米倉 龍也
黒田 英雄 西屋 喜章
木内 四郎 西川 基五郎
高橋龍太郎 川上 嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月二十八日
農林委員長 楠見 義男
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
石川 準吉 加賀 淳一
藤野 繁雄 羽生 三三
板野 勝次 岡村文四郎
板野 勝次 柴田 政次

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和十三年現行の自治監査法が
制定せられ、本法によつて、農業
團體（農業組合、農業会、農業協

同組合およびこれらの連合会）は
自治監査を行う目的をもつて監査
連合会を設立し、爾來その堅実な
発達に資するところが多くなつた
が、右法律においては、農業團
体に対する監査連合会への加入強
制命令その他強制的内容を有する
規定もあり、これは農業協同組合
の完全自主性尊重のたて前からも
て不適当であるばかりでなく、農
業協同組合法施行後における農業
協同組合の監査連合会利用状況は
極めて不振なる実状に鑑み、今後
現行法の廃止をなそうとするもの
で、本件は適当な措置と認め、委
員会は全会一致をもつて可決すべ
きものと決定した。

審査報告書

本件は農業協同組合の自主性確保に
適うものであるが、一面農業協同
の現状は経営ならびに整理面にお
いて未熟者が多く、従つて外及
び内部的に問はず監査の機能の充
實に關する政府の特別の措置なら
に援助が今後是非必要である。
しからざれば農業協同の堅実
なる発達に阻止されるおそれを生
ずる。
一、費用
本件については費用を要しな
い。
二、事件の利害得失
特別整理株式会社が整備計画に
より第二会社を設立することを可
能ならしめる利益がある。
三、費用
この法律施行のため別に費用を
要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

農業協同組合自治監査法を廃止す
る法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
農林委員長 楠見 義男
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
石川 準吉 加賀 淳一
藤野 繁雄 羽生 三三
板野 勝次 岡村文四郎
板野 勝次 柴田 政次

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和十三年現行の自治監査法が
制定せられ、本法によつて、農業
團體（農業組合、農業会、農業協

要領書

一、委員会の決定の理由

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月二十八日
農林委員長 楠見 義男
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
石川 準吉 加賀 淳一
藤野 繁雄 羽生 三三
板野 勝次 岡村文四郎
板野 勝次 柴田 政次

要領書

一、委員会の決定の理由

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月二十八日
農林委員長 楠見 義男
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
石川 準吉 加賀 淳一
藤野 繁雄 羽生 三三
板野 勝次 岡村文四郎
板野 勝次 柴田 政次

要領書

一、委員会の決定の理由

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月二十八日
農林委員長 楠見 義男
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
石川 準吉 加賀 淳一
藤野 繁雄 羽生 三三
板野 勝次 岡村文四郎
板野 勝次 柴田 政次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は（一）農業協同組合の活
動と實質的に競争關係に立つよう
な活動に従事している者に對して
協同組合の役員および主要職員に
就任することを禁止すること
（二）行政廳による解散命令を廢止
し、法令の違反等により事實を解
散する場合に行政廳の申立によ
つて裁判所の裁決によること、右
二点を規定したものであるが、本
件は昨年十二月極東委員會より
マクアアサート元帥に指示され
た所謂農民組織十六原則の一部を
その実現方として、右二点について
が、現時の日本國政府に對し指示
がなされたに基き改正案である。
委員會としては十六原則中他の
殘された諸事項と同様に其の實現は
適切であり且つ希望せられること
は、可決すべきものと決定した。
二、利害得失
協同組合の自主性の確保上寄與
するところが少くない。
三、費用
本件については費用を要しな
い。

審査報告書

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時處理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年四月二十八日
法務委員長 伊藤 修
參議院議長 松平 恒雄
多数意見者署名
來馬 琢道 宮城タマ
岩本 哲夫 大野木秀次郎
岡部 常 松井 道夫
松村眞一郎

一、委員会の決定の理由
本法は、同法を適用して、借地権等に關して特例を認め、その復興の促進に資することを目的とした規定であるが本年二月二十日秋田縣能代市に發生した火災につき同市に同法を適用せんとするものが本法の目的であり誠に時宜に即した措置と云ふことができる。

二、事件の利害得失

本法の施行により能代市の復興に資するところ大なるものと認めらる。

三、費用

本法の施行について別段の費用を要しない。

審査報告書

國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十八日
運輸委員長 板谷 順助
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小野 哲 飯田精太郎
高田 寛 結城 安次
植竹 春彦 大隅 憲二
橋本萬右衛門

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、日本國有鉄道が独

立採算制を絶対要件と定められたため、これにより生ずる不足額を補てんするために、貨物運賃は据え置きとして、旅客運賃のみを六割値上げしようとするものであるが、委員会においては経済安定に重点をおく現下の國情よりして万

二、事件の利害得失
海陸運賃の調整については不十分であるが、國有鉄道の旅客、貨物を合せ收支の均衡を得ることができ、且つ物價体系を修正する要のない利益がある。

三、費用

本法施行のために、別に経費を要しない。

審査報告書

揮発油税法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十八日
大蔵委員長 櫻内 辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

黒田 英雄 渡多野 鼎
小川 友三 西川甚五郎
天田 勝正 森下 政一
川上 嘉 高瀬莊太郎
油井賢太郎

一、委員会の決定の理由
最近における揮発油の需給及び價格の状況等を顧みるときは、揮発油には相當の担税力があると認められるから、揮発油に對し新たに揮発油税を課し、もつて財政需要に應ぜしめようとするものであつて、適切な措置と認めらる。

二、事件の利害得失
昭和二十四年度において四十億五千二百万円の稅收を確保し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

酒税法等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十八日
大蔵委員長 櫻内 辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

黒田 英雄 小川 友三
西川甚五郎 玉屋 喜章
小宮山常吉 油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
酒税の税率、取引高税の課税範圍及び納付方法、所得税の納期、

額面超過金に對する法人税等について当面必要と認められる若干の改正を行おうとするものであつて、適當な改正と認めらる。

二、事件の利害得失
課税を公正にするともに徵稅を円滑にする利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

國民金融公庫法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十八日

大蔵委員長 櫻内 辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

黒田 英雄 渡多野 鼎
小川 友三 西川甚五郎
天田 勝正 森下 政一
高瀬莊太郎 川上 嘉
中西 功 油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
庶民金融の逼迫せる折柄、國民大衆の緊要なる事業資金の供給を行ふ機關として、庶民金融並びに恩給金庫を統合した國民金融公庫を設立せんとするもので適切な措置と認めらる。

二、事件の利害得失
國民大衆の融資難を緩和し得る利益がある。

三、費用

本法の實施によつて、一般會計より十三億円を支出しなければならぬ。

定價 一部 四四五十錢

送料 實費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
郵便 東京一九〇〇〇
圖書課